

キラリ わたしの学校区

～西連携型小中一貫校～

小中連携が盛んな西中校区の伝統を経て「夢を抱き、その実現のために、困難を乗り越えて努力できる、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成」を目指し、美土里小学校・平井小学校・日野小学校・西中学校の4校で小中一貫教育に取り組んでいます。

◆子どもの学習スタイルをつなぎます！

各教科の系統を意識し、学習内容のつながりを大切にして授業を実践しています。また、授業スタイルを共通化し、より深い学びを追究しています。さらに、学習ルールの共通化、家庭学習の充実を図るなど、小中一貫校ならではの取り組みによって学力向上を目指しています。

◆子どもの生活スタイルをつなぎます！



小学校では縦割り班活動、中学校では委員会や部活動など異年齢での活動が活発です。そして小中学校をつなぐ活動も盛んです。例えば、「西中校区子どもサミット」の開催です。毎年夏休みに、児童会・生徒会の役員が一堂に会して、共通の議題について話し合います。

特別号 西中校区

問い合わせ 学校教育課(☎508212)
西中学校(☎20704)



↑小中合同のあいさつ運動の様子。部活動体験・中学校授業体験・中学生の母校訪問など児童生徒の交流も盛んです。

どの活動においても児童・生徒は主体的に取り組み、自己肯定感・自己有用感が育っています。

◆子どもの夢や目標をつなぎます！

児童・生徒間の交流を通して、小学生は中学校生活に憧れを抱き、「夢」や「目標」を抱いて中学校に入学します。中学校では、その「夢」や「目標」をチャレンジウィークを核としたキャリア教育を通して現実的な「夢」や「目標」につなげています。

これらの活動には、地域の協力を欠かすことができません。これからはさらに、学校・家庭・地域で一丸となって子どもを育てることが求められます。応援をよろしくお願いします。

同和問題

～部落差別のない社会を実現～

人権を考へる

問い合わせ 生涯学習課(☎26888)
福祉課(☎402297)

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました

部落差別の解消の推進に関する法律
平成二十八年十二月十六日
法律第九号

(目的)
第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。
(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。
(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。
(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

「あの人は同和地区出身だから」「部落出身だから」などの理由で結婚を妨げられる、差別発言を受ける・差別落書きがされる、などの人権侵害が依然として起こっています。引き続き同和問題(部落差別)の解決に向けて、差別意識の解消および啓発への取り組みが必要です。

国における取り組み

国はこの問題を解決するために、地方公共団体と共に地域改善対策を行ってきました。

その結果、一般地区との格差は大きく改善されました。しかし、結婚における差別や戸籍謄本などの不正取得、差別的な身元調査・土地取引などの問題は依然として存在しています。近年はインターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、同和地区を特定する表現など、新たな手段で差別を助長・誘発するような人権問題が多発しています。このような状況の中、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会で成立し、施行されました。

市における取り組み

本市では、以前より人権問題、とりわけ同和問題(部落差別)の解決に向けた取り組みとして、人権講演会や人権啓発指導者養成講座、人権研修会、集会所教室サークル活動、広報紙による啓発活動などを推進してきました。今後、国や県と連携を図りながら、地域の実情に応じた同和問題(部落差別)の解決に向け、継続して取り組んでいきます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

welcome to library

本の出会い

図書館司書がセレクトした新刊情報

開館時間 午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時まで)
休館日 月曜日
問い合わせ 藤岡市立図書館☎21669

やばい老人になろう



著者▷さだ まさし

永六輔、井伏鱒二、黒柳徹子、瀬戸内寂聴、安岡章太郎…。さだまさしがこれまでに会った「じじい」や「ばばあ」たちの、圧倒的な生き様や、やばい老人力を伝える。

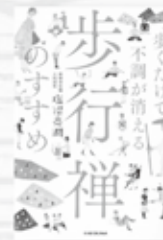
ホワイトラビット



著者▷伊坂 幸太郎

その夜は、街が静かだった。高台の家で人質立てこもり事件が起こるまでは。SITに所属、宮城県警を代表する優秀な警察官も現場に急行し、交渉を始めるが…。

歩くだけで不調が消える 歩行禅のすすめ



著者▷塩沼 亮潤

歩きながら「ありがとう」と「ごめんなさい」を唱えるだけ。心の反応をコントロールできれば、人は無用な苦しみから解放される! 心穏やかに健康に長生きするための生活術。